

舞鶴指第78-4号
令和6年3月1日

(設計業務委託等)
関係各位

舞鶴市長 鴨田秋津

「入札に付する設計業務委託等における令和6年3月から適用する設計業務委託等技術者単価の適用時期」及び「適切な賃金水準の確保」について
(通知)

舞鶴市におきましては、今般、設計業務委託等技術者単価を改定し、令和6年4月以降に入札に付する業務委託については、令和6年3月改定版を採用することとしましたのでお知らせします。

技術者への賃金水準の引き上げ等について、適切に対応いただきますよう、よろしく願いいたします。